



令和3年及び令和4年(5月末)の労働災害発生状況について

号 業種別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)						秋田署管内					
	年合計 (確定値)				令和3年		令和4年		前年増減		令和3年		令和4年		前年増減	
	令和2年		令和3年		1月～5月		1月～5月				1月～5月		1月～5月			
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	
全業種合計	7	1,087	7	1,220	1	480	2	587	107	22.3%		189	1	224	35	18.5%
1 製造業	1	191	2	218		85		92	7	8.2%		32		25	-7	-21.9%
2 鉱業 (鉱山法適用を除く)		2		3		1		0	-1	-		0		0	0	-
3 建設業	2	200	4	227		72	1	82	10	13.9%		20	1	15	-5	-25.0%
土木工事業	1	78		73		28		27	-1	-3.6%		9		2	-7	-77.8%
建築工事業		101	3	123		36		36	0	0.0%		6		9	3	100.0%
鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18		7		6	-1	-14.3%		1		0	-1	-
木造家屋建築		63	3	77		18		25	7	38.9%		2		5	3	100.0%
その他の建設業	1	21	1	31		8	1	19	11	137.5%		5	1	4	-1	-20.0%
4 運輸交通業	1	94		113		47		65	18	38.3%		30		24	-6	-20.0%
5 貨物取扱業		1		1		0		1	1	-		0		1	1	-
6-2 林業	3	39	1	37	1	14	1	11	-3	-21.4%		0		1	1	-
8 商業		196		192		79		105	26	32.9%		28		39	11	39.3%
13 保健衛生業		144		214		96		125	29	30.2%		52		55	3	5.8%
14 接客娯楽業		60		52		17		29	12	70.6%		7		14	7	100.0%
15 清掃・と畜業		51		32		13		15	2	15.4%		5		10	5	100.0%
上記以外の事業		109		131		56		62	6	10.7%		15		40	25	166.7%

令和4年5月末の建設業災害発生状況(管内)

管内で、5月に死亡災害が発生しました。電気通信工事において、約3%の勾配の公道に停めていた高所作業車の後方で、被災者がアウトリガーを格納しようとしたところ、高所作業車が逸走(後退)し、高所作業車後部と民家のブロック塀に挟まれるという災害です。高所作業車に限らず車両を停める際は、サイドブレーキや車止めなど逸走防止措置の徹底をお願いします。本年は13次防の最終年になりますので、引き続き安全管理対策の徹底をお願いします。

全国安全週間について

7月1日から「全国安全週間」がスタートします。今年のスローガンは「安全は 急がず焦らず怠らず」です。職場の安全や全国安全週間に関する情報は、以下のキーワードで検索してください。

厚生労働省 安全衛生

中央労働災害防止協会 安全週間

職場のあんぜんサイト

SAFE

Safer
Action
For
Employees

建設業の夏季に起こりやすい災害を防ぎましょう！

県内ではこれから本格的な夏を迎えますが、建設業で夏季に多く発生しやすい災害を以下のとおり、まとめましたので、災害防止対策の参考にしてください。

1 熱中症予防

本年も「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

熱中症予防対策の徹底をお願いします。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

2 空調服使用の際の災害防止

熱中症予防のため、空調服を使用する場合がありますが、昨年、他県で、足場作業床で空調服を着用してアーク溶接作業を行っていたところ、空調服の吸気ファンから火花が入り込み、脇腹から腹部にわたって下に着ていたインナーが燃え、大きな火傷を負う災害が発生しています。同種の災害を防止するため、空調服を使用する場合、吸気ファンに異物の侵入を防ぐための**金属製専用フィルター(写真参照)**を取り付けるなど対策を検討してください。ただし、フィルターで火花の入り込みを抑えることが可能ですが、完全には火花の飛び込みを防げないことに留意し、難燃素材の空調服の使用など検討してください。また、**火傷災害に係るリスクアセスメントを実施**するなど、必要な対策を講じてください。

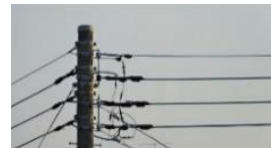
金属製専用フィルター装着時の状況



3 感電災害防止

感電災害については、夏季に多発する傾向があり、低電圧でも死亡災害に至る場合があります。県内でも昨年の7月に、大曲署管内で、木造家屋建築工事業において、足場上で軒の補修作業中に、電柱から住宅へつながる引込線(電線)をくぐりぬけようとした際に、首に接触するという感電死亡災害が発生(推定を含む。)しています。

夏季における感電災害防止対策について、熱中症の予防対策と同様に、改めて徹底するようお願いいたします。なお、具体的な災害事例や災害防止対策は裏面を参考にしてください。



夏季における感電災害の防止を徹底しましょう



■ 感電災害は夏季に多発傾向

感電災害は夏季に多発する傾向がありますが、それは主に以下の理由が考えられます。

- ① 作業衣が軽装になり、**皮膚の露出**が多くなる、② 発汗が多くなり、**皮膚の電気抵抗が減少**し、電気が流れ易くなる、③ 暑さから「**絶縁用保護具**」の使用を怠りがちになる、④ 暑さのため、体調不良になりやすく、集中力が低下して**注意が散漫**になる
- 感電災害は、職種別でみると電気工事以外の職種でも多数みられます。夏季における感電災害防止のため、以下の災害事例を参考に対策を講じてください。

資料：中央労働災害防止協会「労働災害事例」より



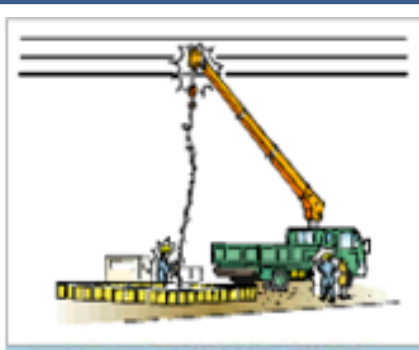
1. 地下駐車場のピット内でアーク溶接機のホルダーを足場に掛け、3人が感電

■ 災害発生原因

- 電源を切らないまま、足場の筋交いにホルダーを掛けたこと。そのため「アーク溶接機」→「ホルダー」→「足場・作業者」→「水たまり」→「アーク溶接機」の回路が形成されたこと。
- アーク溶接機が20年前の製品で自動電撃防止装置が故障していたこと。さらに、作業開始前点検を怠ったこと。
- 特別教育を受講していない作業者にアーク溶接作業を行わせたこと。

■ 再発防止対策

- 溶接作業を中断する際は、溶接機の電源を切ることを作業者に周知徹底する。また、溶接場所の周囲に水たまりや導電性のものがある場合、アーク溶接機、コード、ホルダー等が触れないようにする。
- 自動電撃防止装置の機能を事前に点検するほか、ホルダーの絶縁性、コード類の絶縁被覆の状態を確認し、破損等がある場合は交換あるいは補修する。
- 作業者には特別教育を実施する。



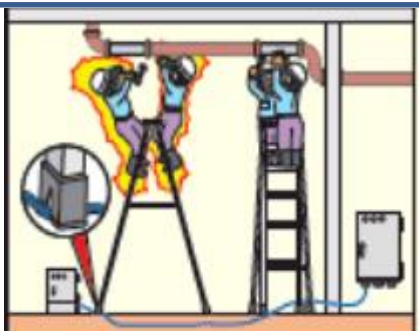
2. 移動式クレーンを操作中、送電線にジブが触れ、オペレーターが感電

■ 災害発生原因

- 送電線の下で、移動式クレーンのジブを最長に伸ばして、旋回しながら荷を吊り上げたこと。
- クレーン作業場所の真上にある架空電線に対する接近または接触防止のための防護対策が行われていなかったこと。
- 送電線の下でのクレーン作業を行うのに必要な作業手順を検討しなかったこと。
- 接触の危険を監視する監視人を配置していなかったこと。

■ 再発防止対策

- 送電線からの安全な離隔距離を確保する。
- 送電線への接近・接触防止のため、クレーンのジブの起伏、旋回範囲などの行動範囲を抑制するための防護柵などを設ける。
- 適確な作業指導をとることができる監視責任者を配置する。
- 送電線への防護対策を含めた作業手順を定め、関係作業者に対し、作業手順を周知徹底する。



3. 脚立を用いて既設配管の移設作業中に脚立が仮設配線を踏み作業者が感電

■ 災害発生原因

- 仮設配線の絶縁被覆に不備があったこと。
- 仮設配線を踏まないよう養生しなかったこと。
- 脚立のゴム(滑止め)の損傷を改善しないまま作業を行ったこと。(摩擦抵抗が減少し、作業者の動きに反応し移動しやすい状態だった)
- 感電災害の際の緊急時対応マニュアルが用意されていないことがあったこと。

■ 再発防止対策

- 仮設配線の絶縁被覆の作業前点検を行い、損傷等は交換または補修などの措置を講じる。
- 仮設配線を踏まないよう養生をして、作業を行う。
- 脚立の滑止め等の損傷は、交換あるいは補修する。
- 感電災害の際の緊急時対応マニュアルを整備し、関係作業者に内容を周知徹底する。



4. 高所作業車で、電気ケーブル撤去作業中、感電し死亡

■ 災害発生原因

- 発注者と請負事業者間の連絡が不十分だったため、通電状態のまま作業が行われたこと。
- 作業手順書では、ケーブルの撤去前に検電作業を行うことになっていたが、作業手順書に従わずに検電作業を省略して作業を始めたこと。
- ケーブルの撤去作業は、停電状態で行われる前提であったため、切断面がテーピングされる等の処理が施されていないことがあったこと。

■ 再発防止対策

- 電気工事は原則として停電状態でを行い、特に複数の事業者が介在する電気工事においては、発注者から末端の請負事業者まで、通電・停電の確実な連絡を行う。
- 作業手順書に従って作業するよう周知徹底する。
- 停電状態での作業が前提であっても、ケーブルの切断部分にテーピング等の絶縁処理を施すこと。



5. わく組足場上で手すり用の鋼管の取付け作業中、高圧電線に接触し感電

■ 災害発生原因

- 作業場所の近くに高圧電線があったのに、絶縁防護具の取り付け措置等を行わなかったこと。
- 工事現場の安全管理体制が整備されておらず、業者間の連絡調整等の統括管理が不十分であったこと。
- 組立て時の危険性等の検討が行われず、足場の組立図も作成されていないことがあったこと。
- 作業者に対する安全教育が不十分だったこと。

■ 再発防止対策

- 高圧の架空電線に近接して足場の組立て等を行う場合には、絶縁用防護具の装着等を行うこと。
- 元方事業者は、統括管理を十分に行うこと。
- 足場の組立て等については、あらかじめ設置場所、周辺の状態等を調査のうえ、組立図を作成して行うこと。
- 関係作業者に対して、安全教育を十分に行い、安全な作業方法等を周知徹底する。